

○みどりの保全モデル地区（落合地域）

1 緑化計画書制度

番号	種別	項目	内容	詳細	備考
1	新規	既存樹木の割増算定 【接道延長・緑化面積】	保護樹木指定基準と同等の樹木がある場合、緑化計画書制度の規定にある、保護樹木の割増算定を準用し適用する。（緑化面積や接道部緑化延長を割り増しする。）	保護樹木指定の勧誘を行い、同意書をもらう。	
2	新規	接道部緑化基準の緩和規定の追加【接道延長】	接道部緑化延長基準を緑化面積基準に振替える現行制度の、基準を緩和する。	1 高木を含んだまとまった緑地を残す場合 2 高木の残存本数が一定の本数以上ある場合	※要綱第7条第1項 注記

2 保護樹木制度

番号	種別	項目	内容	詳細	備考
1	新規	保護樹木の指定緩和	小規模な敷地の樹林を保全していく	現行500㎡以上から指定できる保護樹林を300㎡から指定を可能とする。	